

Q & A

Q1. 事業着手日とは、どの時点からをいいますか。

A1. 補助事業に係る工事の着手日とします。ただし、補助事業に係る工事には、住宅の建築に係る基礎工事は含みません。

※補助対象となる基礎断熱工事の交付決定前着手は認められません。

Q2. 事業完了日とは、どの時点からをいいますか。

A2. 住宅の引渡しを終え、工事（購入）代金の支払いが完了した日付とします。
令和7年2月28日までに事業を完了し、実績報告書を提出してください。

Q3. 補助金交付申請書の提出前にやまがた健康住宅設計適合証を取得する必要がありますか。

A3. やまがた健康住宅設計承認申請と補助金交付申請は同時に提出できます。また、やまがた健康住宅建設認証申請書と補助金実績報告書も同時に提出できます。

Q4. 国や市町村の補助金と併用は可能ですか。

A4. 補助対象が重複する国及び県の補助金は併用できません。

なお、市町村の補助金については、国費が充当されているものを除き、併用可能ですので、市町村にお問合せください。

【併用できない補助金の例】

(国の補助金)

- ・戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業
- ・地域型住宅グリーン化事業
- ・子育てエコホーム支援事業

(県の補助金)

- ・やまがた省エネ健康住宅新築支援事業費補助金
- ・県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金
- ・やまがた未来くるエネルギー補助金（蓄電池設備のみ）

Q5. ZEH+の選択要件のうちHEMSを設けずに電気自動車に充電する設備を設けた場合でもZEH+の補助対象となりますか。

A5. ZEH+補助要件を満たすためには、HEMSを設置する必要があります。

Q 6. 請負契約書の発注者が連名の場合は、申請者はどうすればよいですか。

A 6. 請負契約書の発注者が連名の場合は、申請者も連名としてください。

Q 7. 申請書等に署名や押印は必要ですか。

A 7. 署名や押印は不要です。

Q 8. やまがた省エネ健康住宅の要件となっている気密（C 値）が基準を満たさなかった場合、補助金を受けることはできないのでしょうか。

A 8. やまがた省エネ健康住宅の認定証の交付を受けることが補助金の要件となっておりますので、気密の基準に満たない場合は、補助金の交付を受けることができません。

Q 9. 蓄電池設備のパワーコンディショナが太陽光発電設備等のパワーコンディショナと一体型（ハイブリッド）の場合でも、導入価格が蓄電容量 1kWh あたり 15.5 万円以下であることが必要ですか。

A 9. 蓄電池の価格算定にあたり、ハイブリッド部分に係る経費分を切り分けて控除することができます。経費を切り分けられない場合は、パワーコンディショナの定格出力（系統側）1 kW あたり 2 万円を控除する（定格出力の kW 単位の小数点第二位以下は切り捨て）ことができます。控除する場合は、見積内訳書の該当箇所等の余白に算定方法を明示してください。

Q10. ZEH+におけるHEMS（高度エネルギーマネジメントシステム）とはどのようなものですか。

A10. HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握したうえで、住宅内の暖冷房設備、給湯設備、省エネ設備等を制御可能であるものです。